

TEAM活動視察交流事業 生ごみリサイクル普及事業視察 子どもを巻き込む事業のヒントに



脱温暖化センターの取り組みでは、地球温暖化対策地域協議会(以下、TEAM)および地球温暖化防止活動推進員を対象に、事業運営力の向上と活動の活性化を図るため、各TEAMが実施する行事等を視察してノウハウや課題を

共有する「TEAM活動視察交流事業」を実施しています。

7月18日、三原市で活動する「かんきょう会議」浮城の「生ごみリサイクル普及事業」に8団体14人が視察に訪れ、保育所の園児と一緒に生ごみEMぼかしを使った堆肥づくりを体験しました。作った堆肥は、そばづくりに活用されます。土づくりから栽培・収穫・食べることを通じて「生ごみは、みみではなく、命が循環していること、また、ごみの減量につながることを認識し、食生活を見直してもらおうというシ



視察後の交流会では、活動について活発な意見交換が行われた

「今日の堆肥づくりは、園児たちにも分かりやすいようにイラストを用いたり、匂いを嗅がせたり、質問をして考えさせるなど、一人ひとりが関わりを持って体験できるよう工夫されていました。参加者は、学んだことや気づきなどを熱心にメモしたり、写真を撮ったり、園児たちと一緒に作業するなど、楽しみながら学んでいました。」

堆肥づくり終了後、意見交換会を行い「幼稚園や学校などを巻き込むために、どんな工夫をしているのか?」「堆肥づくりの指導に来てもらえるのか?」など、活発な質問が出ました。参加者からは、「畑や花壇など一人の目につく場所でも実施すれば、PRになる」「良いと感じた」「子どものうちから体験することは非常に良いことだと思う。子どもを巻き込んだ事業を考えていきたい」「事業をシリーズ化することで、継続して啓発できる点が参考になった」などの声が聞かれました。当センターでは、9月以降も、学校での出前授業や体験講座などの視察交流事業を予定しており、TEAMや推進員活動の活性化につながることを期待しています。

(脱温暖化センターひろしま)



環境生活センター 業務紹介(3) 水事業推進課
水道水は、飲み水や料理はもちろん、生活用水として私たちの日々の生活で欠かすことはできません。この水道水は、川や湖沼、地下水などの水(「原水」といいます)を浄水場できれいにし、消毒し、各家庭に配られています。私たちが蛇口から出る水を直接飲めるのは、水道水を製造している水道事業



者が、安全な水道水が一般家庭に届くように日々水質管理を行っているからです。一般的に、水道水の水質管理には次のような

安心・安全な水道水のために 業務提携で新たな協力体制

水質が悪化するのを防止しています。浄水場では、有害物質が混入していないか監視することにも、各浄水工程で水質検査を行い、適正な水質

全性を二層高めるために、食品の製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入



当協会は、水道法に基づき、2014年に制定された「水循環基本法」がより総合的に水の管理がなされるようになっていきます。

また、水を国民共通の貴重な財産と位置付け、河川水や地下水の健全な水循環を促進するための「水循環基本法」が2014年に制定され、より総合的に水の管理がなされるようになっていきます。

- ① 水源での水質管理
 - ② 浄水場での水質管理
 - ③ 蛇口での水質管理
- 水源では、水質調査や周辺環境の保全を行い、最近では、水道水の安全

処理を行っています。蛇口ではさまざまな水質検査を行い、安全な水かどうかを確認しています。また、水を国民共通の貴重な財産と位置付け、河川水や地下水の健全な水循環を促進するための「水循環基本法」が2014年に制定され、より総合的に水の管理がなされるようになっていきます。

近年、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定されるケースが増加し続けています。この対策としてのストレスチェック制度が今年12月1日から施行されることになりました。この制度は労働者50人以上の事業場の事業者に対し、年に1回以上のストレスチェックの実施を義務化し、労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善を行うことで労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としたものです(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)。実施の流れは次のとおりです。



環境整備をする必要があります。④事業者は、各集団の集計・分析結果から職場環境の改善に努めなければなりません(個人を特定できないことが条件)。

労働者にとっては、自分の状況を把握しメンタルヘルス不調の未然防止の機会となる反面、その回答内容は機微な情報になり得るため、受検に消極的になることも考えられます。また、事業者には、ストレスチェックの実施

メンタルヘルス不調の未然防止 貴重な人材確保と生産性向上へ

ストレスチェック制度の実施体制のイメージ



- ①労働者は「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域に関する質問に回答します。
- ②①の分析結果は本人にのみ直接通知されます。本人の同意が無い限り、事業者への結果の提供は禁止されています。
- ③事業者は、面接指導が必要と判断された労働者が、できるだけ面接指導を申し出るような

義務が課されていますが、労働者に受検の義務はないため、ストレスチェックの受検率が事業者のメンタルヘルスへの取り組み姿勢や労働者との信頼関係を反映するとも考えられます。この制度を職場環境の改善にうまく活用することができれば、貴重な人材の確保と生産性向上につながることも可能です。この制度の目的を十分に理解し、労働者と事業者にとって実のあるものにしていただくため、当協会健康クリニックは全力で皆さまをサポートいたします。(健康クリニック 企画課 吉田元子)